

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、春日部都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 春日部都市計画区域の位置等

春日部都市計画区域は、都心から約35km圏、本県の東部に位置しています。  
また、春日部都市計画区域に含まれる土地の区域は、春日部市の行政区域の全域です。

### 【3・5・13号 樋籠赤沼線】

本路線は、春日部市樋籠字柳原を起点とし、春日部市赤沼字浦道を終点とする延長約4,760m、幅員12mの幹線街路です。

## II. 変更の理由

県道西金野井春日部線と交差する牛島交差点について、安全で円滑な交通を確保するため、一部区域を変更するものです。

## III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	内容
3・5・13号 樋籠赤沼線	約4,760m	2車線	12m	一部区域の変更